

一から学ぶ国際会計基準

住友生命 角英幸

【司会】セッションA、二つ目のプレゼンテーションを始めさせていただきます。こちらのプレゼンテーションも初級者向けということになりまして、住友生命の角様から、「一から学ぶ国際会計基準」ということでご講演いただきます。角さん、よろしくお願いいたします。

【角】ありがとうございます。改めまして、おはようございます。ご紹介に与りました、角といたします。よろしくお願いいたします。この国際会計基準の初級のプレゼンテーションはこれまで3回ありまして、いずれも現理事長の浅野さんがやってこられたわけですけれども、交代せよということがございまして引き継ぐことになりました。よろしくお願いいたします。

これは、「一から学ぶ国際会計基準」という題にしておりますけれども、まさかそんな方はおられないと思うのですが、1時間やそこら聴いて国際会計基準を解ろうなどというのは無理だし、甘い考えですね。とはいうものの、普段なかなか業務の関係の中で直接国際会計基準に関与しておられないという方も多いため、きっかけになればということで、初歩のところから取り上げます。少し聴いていただいて、「ああ、そういうことか」と少しでも解っていただければ、その続きで自分なりの学習もやりやすいかと思えます。では、早速始めたいと思います。

目次

Page 2

1. 国際会計基準の概要と日本への導入
2. 保険会社の経営に影響を与える国際会計基準

「一から学ぶ国際会計基準」という題を付けさせてもらっていますが、大きく二つに分けて話をさせていただきます。一つ目は、国際会計基準の概要と日本への導入ということで、これは国際会計基準全体の話を少ししまして、それが今、日本に対してどのように導入されようとしているのかどうかという辺りの話をさせていただきます。それから2番目に、これは特に保険会社の経営に影響を与える国際会計基準ということで、国際会計基準の中でも保険会社に関わりのある部分を取り出して話をさせていただくという、大きく分けて二つです。

1. 国際会計基準の概要と日本への導入

(1) 国際会計基準 (IFRS) とは？

Page 3
<h2>1. 国際会計基準の概要と日本への導入</h2> <h3>国際会計基準 (IFRS) とは？</h3> <p>◆IFRS (International Financial Reporting Standard)</p> <ul style="list-style-type: none">□IASB (国際会計基準審議会) が公表する国際的な会計基準の総称□一般的に、国際会計基準または国際財務報告基準と訳される□基準と解釈指針から構成される <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"><p>* 国際会計基準は、設定時期によりIASとIFRSに分かれる</p><ul style="list-style-type: none">●2000年までは、IASBの前身である国際会計基準委員会 (IASC) が会計基準を設定しており、その会計基準はIASと呼ばれる●2001年以降は、IASBが会計基準を設定しており、その会計基準はIFRSと呼ばれる</div>

まず、一つ目の国際会計基準の話です。出だしから極めて簡単なところからいくわけですが、国際会計基準。これはインターナショナル・フィナンシャル・レポーティング・スタンダードということで、IFRSと略されています。読み方は、アイエフアールエスと読まれる方もいらっしゃいますし、イファースというように読まれる方もおられると思います。これは国際会計基準審議会、IASBと頭文字を取っておりますけれども、これが公表している国際的な会計基準の集まりということで、国際会計基準と略したり、元々の英語のとおり、国際財務報告基準というように呼んでいることも多いと思います。これは会計基準がいくつもありまして、後でどれぐらいたくさんあるかという表がありますが、たくさんの個別の会計基準とその解釈指針、それを全部ひっくるめてIFRSと呼んでいるということになります。このIASBは、以前はIASC、国際会計基準委員会と呼んでいまして、これは会計士の方の集まりだったわけですが、だんだん国際的なスタンダードを実際に定着させるためには会計士だけで決めるのではなくて、投資家の方や、あるいはこのような財務報告を実際に作られる方、企業の方など、そのような方も全部入れて

作りましょうということで改組されたということがあります。

(2) IFRSを作成するIASBとは？

Page 4
1. 国際会計基準の概要と日本への導入
IFRSを作成するIASBとは？
◆IASB(国際会計基準審議会):本部はロンドン、2001年4月設立
□設立の目的 高品質で、理解可能、かつ強制力のある国際的な会計基準の単一のセットの開発
□理事会 16名の理事で構成(日本からは住友商事出身の鶯地隆継氏が理事として参画)
□主な活動 毎月の理事会で基準書や解釈指針を審議・承認
□米国との連携 単一の質の高い会計基準を実現するため、主要プロジェクトについて、FASB(米国の会計基準設定主体)と共同開発
<small>・FASB: Financial Accounting Standard Board(米国財務会計基準審議会)</small>

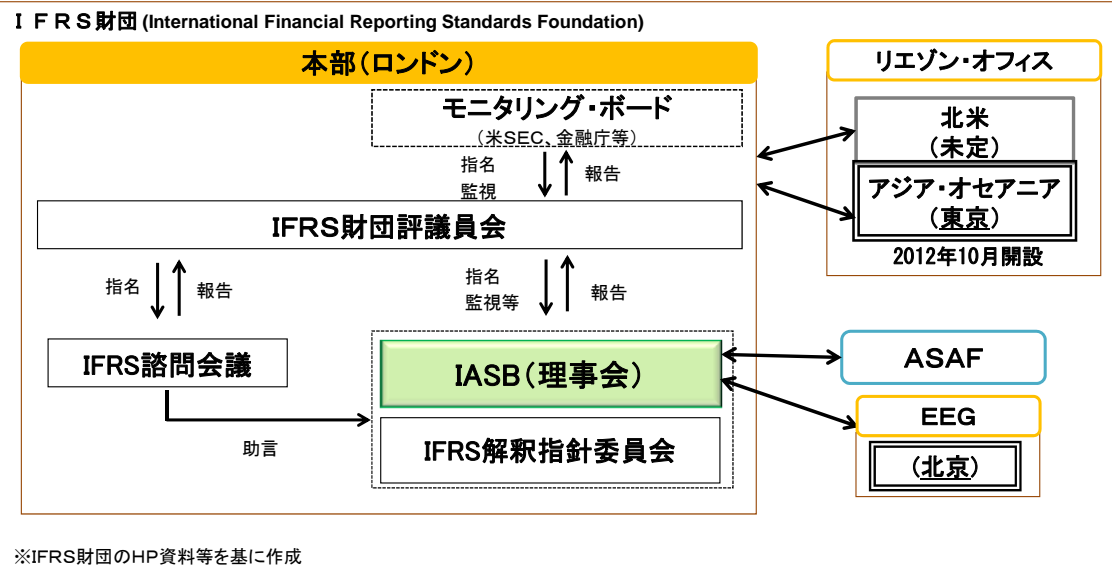
それでIASBですけれども、ロンドンにあつて、IASBという形でできたのが2001年になります。目的は、そこに書いてございますように、「高品質で理解可能かつ強制力のある国際的な会計基準の単一のセットを開発しましょう」ということで設立されております。16名の理事の方がいらっしゃるということで、日本からは鶯地さんという方が理事として参加をされております。毎月、基準書や解釈指針を審議して作っていくということです。一つ大事なことは、アメリカはアメリカでの会計基準設定主体でFASBもありますけれども、アメリカは資本市場では世界最大でありますので、その会計基準設定主体との連携が重視されていまして、共同のプロジェクトもやっているということになります。

(3) IFRS策定のための組織体制

IASBですけれども、実は、IFRS財団というものがあつて、そこの中に入っているというような感じになっていまして、上に評議員会があつて、いろいろなガバナンスとして効くような形になっている。さらにその上にはモニタリングボードということで、アメリカのSECや、日本の金融庁など、そのようなところがモニターをするというような形で、進められているということです。

それで、右側にリエゾン・オフィスと書いていますけれども、これは今、IFRSは結構、世界各国で使われるようになってきたので、特にアジア・オセアニアなどにも支店のようなものですかね。支店ではないけれども、そのような橋渡し、リエゾンはフランス語で、「橋渡し」などという意味らしいですけれども、アジア・オセアニアの各国など、北米はどこに設置するか未定なのですから、そのようなところにこのよ

IFRS策定のための組織体制



- ・ASAF: Accounting Standards Advisory Forum(会計基準アドバイザーフォーラム)
- ・EEG : Emerging Economies Group(新興経済グループ)

うな事務所を置いて、そこからいろいろな当該各国の状況を調査したりするようなものが作られているということで、アジア・オセアニアでは東京に 2012 年に開設をされました。このような組織体制でやっているということになります。

(4) 現在有効な I F R S

現在有効なIFRS

【現在有効なIAS】

国際会計基準:IAS	
IAS第1号	財務諸表の表示
IAS第2号	棚卸資産
IAS第7号	キャッシュ・フロー計算書
IAS第8号	会計方針、会計上の見積りの変更および誤謬
IAS第10号	後発事象
IAS第11号	工事契約
IAS第12号	法人所得税
IAS第16号	有形固定資産
IAS第17号	リース
IAS第18号	収益
IAS第19号	従業員給付
IAS第20号	政府補助金の会計処理および政府援助の開示
IAS第21号	外国為替レート変動の影響
IAS第23号	借入費用
IAS第24号	関連当事者についての開示
IAS第26号	退職給付制度の会計および報告
IAS第27号	個別財務諸表
IAS第28号	関連会社および共同支配企業に対する投資
IAS第29号	超インフレ経済下における財務報告
IAS第32号	金融商品:表示
IAS第33号	1株当たり利益
IAS第34号	中間財務報告
IAS第36号	資産の減損
IAS第37号	引当金、偶発負債および偶発資産
IAS第38号	無形資産
IAS第39号	金融商品:認識および測定
IAS第40号	投資不動産
IAS第41号	農業

【現在有効なIFRS】

国際財務報告基準:IFRS	
IFRS第1号	国際財務報告基準の初度適用
IFRS第2号	株式報酬
IFRS第3号	企業結合
IFRS第4号	保険契約
IFRS第5号	売却目的で保有する非流動資産および非継続事業
IFRS第6号	鉱物資源の探査および評価
IFRS第7号	金融商品:開示
IFRS第8号	事業セグメント
IFRS第9号	金融商品
IFRS第10号	連結財務諸表
IFRS第11号	共同支配の取決め
IFRS第12号	他の企業への関与の開示
IFRS第13号	公正価値測定

「現在有効な I F R S」というように書いていますけれども、このようにいろいろなものがありまして、右側の I F R S の第 4 号というところが保険契約というようなこともありますし、それから左側の、19 号、真ん中辺りに書いていますけれども、退職給付会計など、このようなものもあるということになります。

左側にある I A S は、昔の I A S C という組織のときに作ったものですが、I A S B に変わってからでき上がったものは I F R S というように番号が付いています。これと解釈指針を全部ひっくるめて、I F R S と呼んでいるということになります。

(5) 開発中の主な I F R S

		2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年～	
開発中のIFRS	保険契約	7月 ED			6月 改訂 ED	4Q～ 再審議		
	収益認識	6月 ED	11月 再ED	3-4Q 再審議	4Q IFRS			
	金融商品	分類と測定			11月 ED	2Q-4Q 再審議		
		減損	2009年11月 ED			3月 ED	3Q-4Q 再審議	
		ヘッジ	12月 一般 ED	1月 補足文書	9月 RD	4Q IFRS 4Q マクロDP		
	概念フレームワーク	9月 第17エース(一部改正)終了		審議再開	7月 DP			

IASB『ワークプラン』より作成 ※ED(Exposure Draft):公開草案、DP(Discussion Paper)、RD(Review Draft)、IFRS:最終基準

この基準はどんどん開発をしていくし、見直していくということになっていまして、一応、全体として1回、でき上がっているのですけれども、世の中に合うように頻繁に見直していくということで、今、特に大きな見直しが進んでいます。われわれに関係が深いものとしては、そこにあるように、まず保険契約自体の基準として今 I F R S の第 4 号があるわけですが、この I F R S 第 4 号は各国の責任準備金をそのまま使っていいというようなものになっています。「何だ、それは。そんなものは全然、国際的に統一された基準ではないじゃないですか」というような状態に今、なっているわけです。それを何とかしようということで、さらに保険契約の基準を作っているわけです。

保険契約の詳細な状況につきましては後ほどお話をしますが、ちょうど今年の6月に、ここに改訂 E D、Exposure Draft、公開草案というように書いていますけれども、改訂公開草案が出まして、意見が募集されました。また、再審議が始まるというようなことになっています。他に金融商品など、このようなものも見直しが進んでいるということです。

1. 国際会計基準の概要と日本への導入		Page 8
IFRSの主な特徴		
プリンシプル・ベース (原則主義)	原則的な会計処理の方法のみが示され、数値基準を含む詳細な取扱いには設けない (⇔ルール・ベース(細則主義))	
資産・負債アプローチ	期首と期末の純資産の差額のうち、資本取引を除く部分を「包括利益」として重視するアプローチ (⇔収益・費用アプローチ)	
詳細な注記開示	原則主義であるため、どのような会計上の取扱いを採用したのか、それはなぜか、どのように測定したか、等の詳細な情報を開示する	
比較可能性の重視	企業間の比較可能性と期間比較可能性の確保を重視し、各事象に対する複数の会計上の取扱いを極力排除する	

次に、IFRSの主な特徴です。いろいろあるわけですが、いくつか主なものをここに書きました。一つはまず、プリンシプル・ベース、原則主義と言われるものがあります。原則的な考えを、原理原則のようなものを規定して、細かいことはもう個々の企業の事例ごとの判断に任せるということで、これは細かい取扱いを書いたルール・ベースというものと対応関係にある言葉です。一個一個細かく、「これはこうしなさい、これはあーしなさい」というように書いていくと、逆に巧妙に、技術的にそれに引っ掛からないことをやって、抜け道を探そうという人が出てくることがあるので、そうではなくて、原理原則を決めます。だから、「それに合うようにきちんと考えてください」というものが原則主義と呼ばれるものであります。

それから、次に「資産・負債アプローチ」と書かれていますけれども、PL・BSという言い方をしますと、どちらかというとPLよりもBSの方を重視するというのがIFRSの考え方です。特に、期首と期末の純資産、期首にいくらあって、期末にいくらありました。これが増えたとしますと、増えたものを利益とします。細かいことを言うと、増資などで他から取り入れて増えた部分は除きますけれども。純資産の増えた分を包括利益ということにして、これが利益ですと。収益から費用を引いて利益というよりは、純資産がいくら増えたかというものを利益と見ましょう、ということを経営的な考え方としています。ですので、資産、それから負債をどのように測定するか、評価するかということが大きな課題になっていまして、そのため、よく公正価値と言われるような時価を的確に測定することが重要になってきます。

それから、他の特徴といたしましては、詳細な注記の開示ということで、このBS・PLのような本表に入らないことでも、投資家や、あるいは他の関係者に有用な情報、その企業の実態を把握するために有用な情報は、注記にたくさん書いてくださいということで、相当たくさんの注記情報を求めるのも特徴であります。

それから、比較可能性の重視ということで、これは企業間、それから今年と去年やその前など、そのような期間ごとの比較可能性も重視しています。従いまして、この比較可能性のために極力、これもあれもやっ
ていいですよというか、オプションを設けるというか、そのような複数の取扱いは避けるというようにされて
ています。

(7) IASBの概念フレームワーク

Page 9

1. 国際会計基準の概要と日本への導入

IASBの概念フレームワーク

- IFRSは個別のテーマごとに会計基準を設定する
- 基準の開発・改訂にあたって、各会計基準間の整合性の確保が大きな課題

↓

概念フレームワークにより、IFRSの基礎となる考え方を示す

□ 概念フレームワークの構成

• 財務諸表の目的	• 財務諸表の構成要素の認識
• 基礎となる前提	• 財務諸表の構成要素の測定
• 財務諸表の質的特性	• 資本および資本維持に関する概念
• 財務諸表の構成要素	

□ 概念フレームワークの性質

- 概念フレームワーク自体は、IFRSを構成するものではない
- 概念フレームワークとIFRSに一致していない部分がある場合は、IFRSが優先
- IFRSに明文等がない場合、概念フレームワークを参照する

※現在、概念フレームワークは、資産・負債の定義や、純損益・その他の包括利益(OCI)の表示等を修正・追加する
見直しの検討中(2013年7月にDP公表)

IASBには概念フレームワークというものがあまして、先ほどご覧いただきましたようにIFRSは
いくつもの会計基準の塊でありますので、個々が一貫したものになっていなければ、全体としてうまく財政
報告ができないということになります。従いまして、全体をまとめるものとして概念フレームワークがあり
まして、ここでは財務諸表の目的や、例えば、資産とは何か、負債とは何かなど、そのような一番大きなよ
りどころになる考え方が示されているものがまずあります。それに沿う形でそれぞれの会計基準ができてい
るということが、これも一つ大きなことかなと思います。

(8) 米国におけるIFRSの導入

このIFRSなのですけれども、各国で、これは今、どのような国で使われているかという、数え方に
もよるのかもしれませんが、ある調査によれば、すでにこのIFRSを自国の会計基準という形で使
っている国が70以上あるということです。EUがこれを使っておりますし、カナダ、オーストラリア、それ
から、アジアでは例えば韓国など、そのような国がこのIFRSを使っているわけですが、実はアメ
リカはアメリカの会計基準があって、IFRSを今、使うというようにはなっていない。一方で、EUは使
っているということで、結構、アメリカは先ほども言いましたように大きな資本市場を持っていますので重

米国におけるIFRSの導入

IFRSとのコンバージェンス (2002年頃～)

- ・米国では2002年の「ノーウオーク合意」以降、IFRSと米国基準のコンバージェンス作業により、IFRSと米国基準のコンバージェンスを進めてきた

2002年10月	ノーウオーク合意(IASBとFASBの間で締結)
2006年2月	IASBとFASBが覚書(MOU)を公表(以降のコンバージェンスのスケジュールを示した)

※2008年頃以降、コンバージェンスから以下のアドプションの検討にシフト

IFRSのアドプションに向けた検討 (2008年頃～)

- ・SEC(米証券取引委員会)によりIFRS導入可否の検討が行われており、2012年7月にSECスタッフによる最終報告書が公表された。スタッフの報告書を踏まえてSECが導入可否の判断をすることになるが、現時点では判断の内容や時期は不明

◆2012年7月のSECスタッフによる最終報告書の概要

- ・IFRSを米国でそのまま取り込む方法は、多くの米資本市場関係者から支持されていない
- ・単一の高品質でグローバルな会計基準という目的に米国がコミットしていることを示すことができる、別のIFRSの取込み方法(※)には潜在的に多くの支持が得られると考えられる。

※コンドースメントの手法(米国基準へIFRSを取り込む際に、FASBによる承認のプロセスを要する)も検討された。

要なわけですが、グローバル化が進んでいる中で、この会計基準をどのように調和させていくかということが長年の課題なわけです。

アメリカでは2002年に、IASBとアメリカの会計基準設定主体でありますFASBが、お互い会計基準の違いを幅寄せしていきましょうという合意をしました。それをコンバージェンス、収斂というような言い方をしていますけれども、違いを寄せる作業に入りました。そのような合意をして作業に入ったということで、だんだん違いを解消してきたわけです。

ところが、コンバージェンスの作業は意外と大変で、寄せても、いろいろな事情があつて寄り切らないところもあるし、世界基準と言いますか、国際的な統一基準をコンバージェンスというやり方で作ることは、結構労力がかかると。それならば、IFRSそのものをもうアメリカも受け入れたらいいのではないかという機運が、一瞬と言いますか、出たことがあります。それで、それをアドプション、つまり、IFRSそのものを取り入れようという検討が始まりました。それが2008年ごろに、「ちょっと検討してみますわ」ということになって、いろいろ調査をして、受け入れられるかどうか2011年に判断すると言っていたのですが、2011年には結局、判断をせずに、2012年になって、SECのスタッフの報告書が出まして、「そのまま取り込む方法はちょっと支持されてません」と。「何か、もうちょっとうまいやり方を考えましょうか」というように、今なっている状況です。若干、EUとアメリカの綱引きのようなところもあるかもしれません。

Key Word — IFRSのさらなる理解のために①

それで、今ちょっといくつか言葉を言いましたけれども、コンバージェンスというのは、この二つの会計基準、例えば、IFRSと日本基準があると、その主な差異を縮小・解消することによって同等性を高めて共通化しましょうと、これをコンバージェンスと呼んでいます。それから、アドプションは、自国基準はやめて、IFRSそのものを直接自国基準にするということをアドプションと呼んでいるということです。

Key Word — IFRSのさらなる理解のために①

IFRS導入のアプローチの類型

◆ コンバージェンス

2つの会計基準(例えば、IFRSと日本基準)の主要な差異を縮小・解消することによって、その同等性を高め共通化すること。2つの基準は並存する。

◆ アドプション

自国基準を撤廃し、IFRSを直接、自国基準として導入すること。個別のIFRSを審査して承認プロセスを経た上で導入する方式(欧州など)をエンドースメントという。

(参考)コンドースメント

コンバージェンスとエンドースメントを組み合わせた造語。米国におけるIFRS導入方法の一つとして検討されている方式。既存の会計基準については、米国基準とIFRSのコンバージェンスを推進。新たなIFRSには開発段階から協力し、エンドースメントを経て米国基準に取り込む

特に、そのうち、自国の中で個々の会計基準ごとに採用するかしないか、それぞれきちんと承認プロセスを経た上で導入する、場合によっては一部、「ここだけは使えません」というようなことをしながら取り入れていく方法を、特にエンドースメントという言い方をしているということです。

アメリカはアドプション自体なかなか難しいかも、というような報告書が出て、ではどうするかということで、今、模索されているものが、造語で、コンドースメント。コンバージェンスとエンドースメントを合わせた造語ということで、アメリカでは今、このような方式が検討されている。今ある会計基準についてはコンバージェンスを推進し、今後作る会計基準につきましては、開発段階からIASBと協力して作っていく。それをアメリカ基準にするというようなことはどうかという話が進んでいるようです。

(9) 日本におけるIFRSの導入①

日本はどうかということなのですが、日本は、アメリカの動きもあり、アメリカとIASBとの動きもありながら、それをにらみつつ進んできたわけですが、2007年の東京合意で、日本の会計基準の設定主体である企業会計基準委員会(ASBJ)とIASBとの間でコンバージェンスを推進しようという合意をして、差異の解消に取り組んできて、ほぼ今、日本基準とIFRSは大体同等というように見られている。いくつか大きな違いがありますが、大体同等と。その中で、アメリカで、先ほど申し上げましたアドプションの動きがあったものですので、日本でもアメリカに続きまして、IFRSを日本企業にも強制適用するかどうか検討しようということになりました、検討を進めてきました。結果、アメリカが「やっぱり、、、」となって、はしごを外されたような感じになって、「じゃあ、日本も」というように。

それと、IFRSとは、いくつか大きな違いがありまして、そこはメーカーさんなどでどうしても受け入れられないと。のれんと言われるものや、研究開発費と言われるような部分で大きな差異があるものですから、そのようなところはどうしても受け入れられなくて反対している方も多くて、アドプションの機運は1回盛り上がったけれども、若干下がっているというような状況になっています。

1. 国際会計基準の概要と日本への導入

日本におけるIFRSの導入①

IFRSとのコンバージェンス (2005年頃～)

- ・日本の企業会計委員会(ASBJ)は、日本基準とIFRSの差異を解消すべくコンバージェンスに向けて、会計基準の改訂に取り組んできた

2007年8月	東京合意(2011年6月までに日本基準とIFRSの差異を解消する、IASBとASBJの間で締結)
2011年6月	東京合意に掲げたコンバージェンス項目が概ね達成されたことを発表(IASBとASBJ)

※2011年6月以降に適用になる新たなIFRSについてのコンバージェンスの動きは継続しているが、重点は、以下のアドプシヨンの検討にシフト

IFRSのアドプシヨンに向けた検討 (2009年頃～)

- ・米国に続き、日本でも企業会計審議会(IFRSの強制適用(アドプシヨン)が検討され始めたが、米国の変化等もあり、強制適用の判断については慎重な検討が行われている

2009年6月	企業会計審議会「我が国における国際会計基準の取扱いについて(中間報告)」公表 ⇒2012年を目途に強制適用するかどうか判断
2012年7月	企業会計審議会「国際会計基準への対応のあり方についてのこれまでの議論(中間的論点整理)」公表 ⇒更に審議の継続が必要

(10) 日本におけるIFRSの導入②

とはいうものの、「じゃあ、もうIFRSいいですわ。もう使いません」というわけにもなかなかいきません。さすがに、特に上場企業はいろいろな資本調達もありますし、いろいろな面でグローバルにも展開しておられますので、無視するわけにはいかない。

むしろ使わないということになると、発言権も失われてしまうということで、では、当面、アドプシヨンには至らないまでも、IFRSを使う企業を増やしていったらどうかということが考えられておりました、2013年、今年の6月に、「IFRSへの対応のあり方に関する当面の方針」が企業会計審議会から出されたところです。そこでは、任意適用、全部の会社に強制適用はしないけれども、任意でIFRSを使う会社を増やしていきましょうということで、強制適用するかどうかの判断はいったん先送りということになりました。そこに書いてあるように、IFRSの任意適用要件を緩和することや、今後IFRSを導入するにはエンドースメント、先ほど出てきましたが、個々の会計基準を審査・承認しながら受け入れていくこともあるのではないかとということで、日本版IFRSのようなものを考えてはどうかという考え方も出てきている状況にあります。

日本におけるIFRSの導入②

企業会計審議会「国際会計基準(IFRS)への対応のあり方に関する当面の方針」
(2013年6月公表)

- 米国の状況等を踏まえると、IFRSの強制適用については未だ判断すべき状況にない
- まずは、IFRSを任意適用する企業の積上げを図ることが重要

IFRS任意適用要件の緩和

- ・任意適用要件のうち「上場していること」「国際的な財務活動・事業活動を行っていること」という要件の撤廃

IFRSの適用の方法

- ・日本の「あるべきIFRS」「我が国に適したIFRS」といった観点から、エンドースメントの仕組みを設ける、すなわち日本版IFRSを導入することが、IFRS任意適用企業数の増加を図る上で有用
- ・修正しないIFRSの任意適用は引き続き維持

単体開示の簡素化

- ・金商法の単体開示においては、会社法の計算書類と金商法の財務諸表とで開示水準が大きく異なるものについて、会社法の要求水準に統一することを基本とすべき

2. 保険会社の経営に影響を与える国際会計基準

(1) 保険会社の経営に影響を与えるIFRS

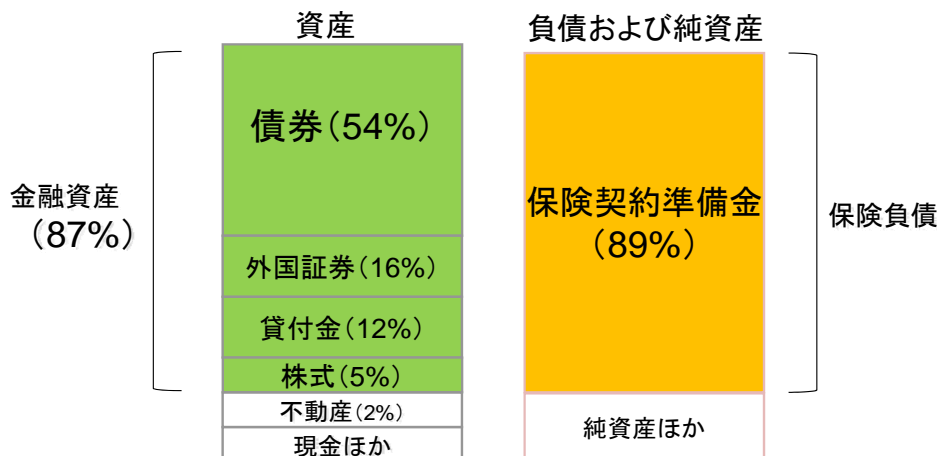
2. 保険会社の経営に影響を与える国際会計基準

保険会社の経営に影響を与えるIFRS

- 保険会社の経営は、保険契約に係るIFRSとIFRS第9号(金融商品)の影響を大きく受ける

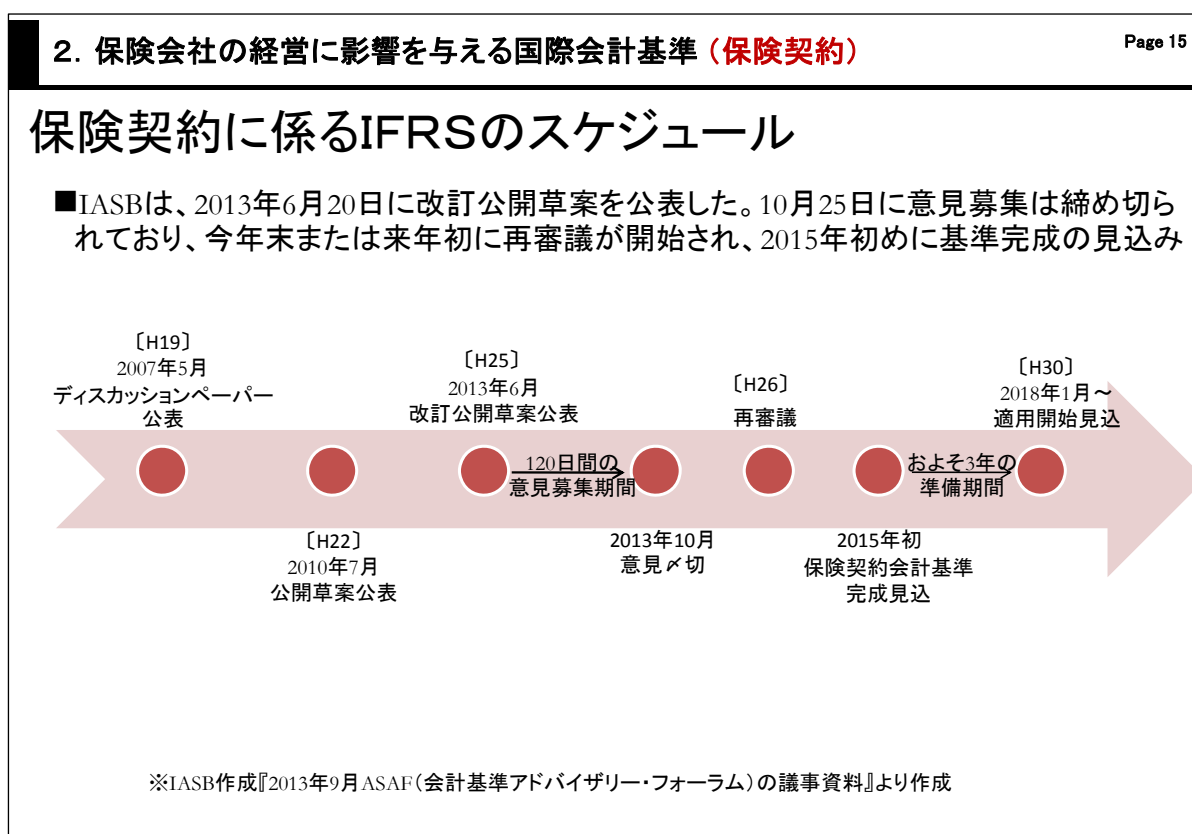
生命保険会社のバランスシート(2013年3月末)のイメージ

※生命保険協会加盟会社計 ()内は対総資産の金額比率



さて、ここまでが国際会計基準全体の話でありまして、2番目の「保険会社の経営に影響を与える国際会計基準」というところに移りたいと思います。ここは損保の会社さんの分が入っていないので申し訳ないのですが、生命保険会社のバランスシートのイメージであります。ご覧いただきますと解りますように、資産のほとんどが金融資産でありますし、負債および純資産のほとんどが責任準備金だということです。結局、保険会社に一番影響の大きいのは、この保険契約に関わる I F R S、今、開発中の部分ですけれども、その部分と、それから金融商品を取り扱っている I F R S の 9 号と呼ばれるこの二つが特に大きな影響があるものと言えらると思います。

(2) 保険契約に係る I F R S のスケジュール



まず、保険契約に係る I F R S の方の話からいたします。この保険契約に係る I F R S の検討は、1997 年ぐらいから始まっています、もう 16 年ぐらいですか、17 年ぐらいか、検討しているわけです。なかなか定まらない。1 回、もう E U が I F R S を採用するというので、とりあえず何か基準がないと困るということで作ったものが、先ほど言いました I F R S 4 号です。ここでは各国基準の責任準備金をそのまま使いましょうという、結局、何も決まらなかったではないか、というような状態になっているわけです。ずっとやってきて、いったん 2010 年に公開草案が出まして、これに意見募集をした。そうすると結構いろいろな意見がたくさん出て、それを取り入れて直してきたわけです。審議をして直してきたのだけれども、最初に出した公開草案と今の考え方がかなり変わってしまったもので、これをそのまま基準化するにはいけないということで、今年の 6 月にもう一回、公開草案という形で、改訂公開草案が出ました。先月、その意見募集が締め切られて、今後、再審議に、来年にかけて入って、2015 年ぐらいにはこの基準が完成して、その後、準備期間を設けて、2018 年ぐらいに適用されると、このようなスケジュールのようであります。

2. 保険会社の経営に影響を与える国際会計基準（保険契約）		Page 16
IFRSの保険負債評価の特徴		
	IFRS	わが国の現行制度
保険負債の見積り前提	最新の情報を使用して設定した 計算基礎率	保守的に設定した 計算基礎率
	評価日毎に見直す (ロックフリー方式)	契約時点で固定する (ロックイン方式)
保険負債の構成	ビルディング・ブロック・アプ ローチで構成	単一要素で構成
重視するもの	保険契約の経済実態	保険会社の健全性

この保険契約の会計基準の中では、保険負債の評価という部分が大きな部分でありまして、もちろん、もろもろそれに、周りもいろいろありますけれども、今日は保険負債の評価の部分を取り上げて話をします。

特徴はいくつかありますが、まず、責任準備金を計算するときに、計算基礎率を設定することになります。わが国の今の責任準備金ですと、ある程度保守的な計算基礎率、例えば、標準死亡率や標準利率などという形で計算しますが、そうではなくて、最新の情報を使用して設定した計算基礎率を使いましょう。それから、わが国の、今の責任準備金制度では、ロック・イン方式と言われる、1回、その契約ごとに決めたら、それをずっと変えないという形ですけれども、このIFRSの方で提案されている保険負債の見積もりは、これは評価日ごと、例えば年度末ごとのようなときに見直しましょう。毎回、毎回、見直しますと。

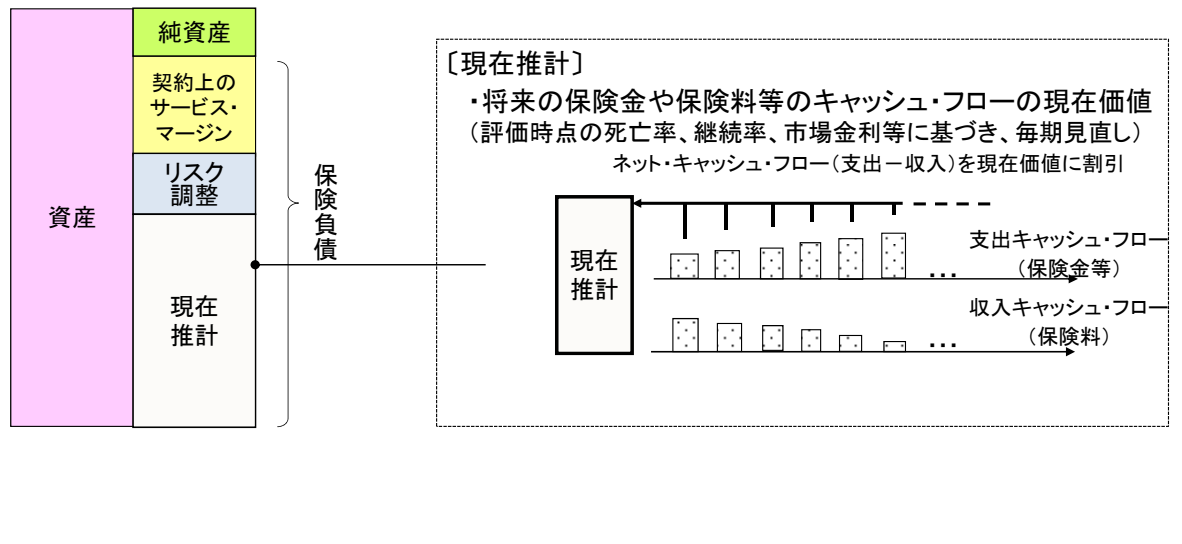
それで、他の大きな特徴としては、ビルディング・ブロック・アプローチで構成しましょうということで、これはこの後、話をさせていただきます。ここでは、どちらかという健全性を重視した形というよりは、そうではなくて、経済実態を表しましょうというような考え方が出ている。だから、多めにだったらいいね、ということではなくて、多くも少なくもなく、どのような実態かというものを指向しているということになります。

(4) ビルディング・ブロック・アプローチによる保険負債評価①

ビルディング・ブロック・アプローチの中身に移ります。ビルディング・ブロック・アプローチは、この保険負債を評価するに当たって、いくつかのブロックに分けて計算しましょうということで、三つと言ったり四つと言ったりするのですけれども、将来キャッシュ・フローの見積もりをして、それを現在価値へ割り引くという部分、これをまず計算します。それから、その上にリスク調整と言われる部分を乗せる。それか

ビルディング・ブロック・アプローチによる保険負債評価

- IASBは、①将来キャッシュ・フローの見積りおよび現在価値への割引、②リスク調整、③契約上のサービス・マージンにより保険負債を算出するビルディング・ブロック・アプローチを提案



ら、契約上のサービス・マージン。長いですがけれども、これは今の公開草案にあります、コントラクチュアル・サービス・マージンという言葉そのまま訳していますので、長い名前になっていますけれども、契約上のサービス・マージンと呼ばれる部分に乗っけていく。このようにどんどんブロックを積み上げる形で、保険負債を評価しましょうというようなことになっています。これらを全部合わせて保険負債という形にしまして、最初に、左側に資産を書いておりますけれども、これとの差額が純資産のようになります。このようなイメージですかね。このような計算法を取りましょうということになります。

「現在推計」と書きましたけれども、ここは最初に言いましたように、将来のキャッシュ・フローの見積もりをしまして、それを、現在価値へ割り引くということで、そこの絵にありますように、将来の保険金などの支払い、アウト・フローと、将来の収入保険料のような、このような収入のキャッシュ・フローを見積もって、その差額を現在価値に割り引く形で求めるということになります。

口で言うことは簡単ですがけれども、ここは結構、アクチュアリーが腕がないとできないようなところがあるかと思います。つまり、将来のキャッシュ・フローを見積もるということは、大事なことは、評価時点において、最もこのようであろうと思われるような死亡率や継続率など、そのようなものを見積もり直さないといけないわけですね。每期、每期、死亡率や継続率などを見積もると。ここには細かく書いていませんけれども、支出のキャッシュ・フローには契約に割り当てられる維持管理コストなど、事業費のような部分など、そのようなキャッシュ・フローも入ってくるわけです。だから、そのようなものを全部、每期見積もることになりますので、これはアクチュアリーの大仕事ということになります。割引率もロック・インではなくて、毎期の市場金利に合わせてまして、そのときの金利を使って割り引くということになりますので、そのような意味では、每期、この負債は大きく変動する可能性があるということになります。

なお、初級、初心者の方もいらっしゃると思いますので、宿題を出しておきたいと思います。

今、支出キャッシュ・フロー、収入キャッシュ・フローと書いてあるところには、実は将来の、例えば、法定なら法定、あるいは任意の責任準備金の積立は入れていません。これは、将来の会計上の利益を求めているわけではなくて、単純に支出のキャッシュ・フローと収入のキャッシュ・フローだけを入れていきますので、責任準備金の積増しは入れていません。それから、運用収益も入れていません。注意が必要です。

では、アウト・フロー引くイン・フローの割引現在価値、これを今、求めていますけれども、そうではなくて、もし、責準備増し、キャッシュ・フローではないのでキャッシュ移動は起こらないのですけれども、責準備増しも入れて、それから、運用収益も、仮にこの計算の中に入れて、結果はどうなるのでしょうか。ただし、運用収益は割引率で使っているものと同じ利率、つまり、リスク・フリー金利で運用したらという前提にします。**Embedded Value**、この言葉自体が初級ではないですが、その計算と同様に、ということで、これを一応、宿題ということにさせていただきたいと思います。

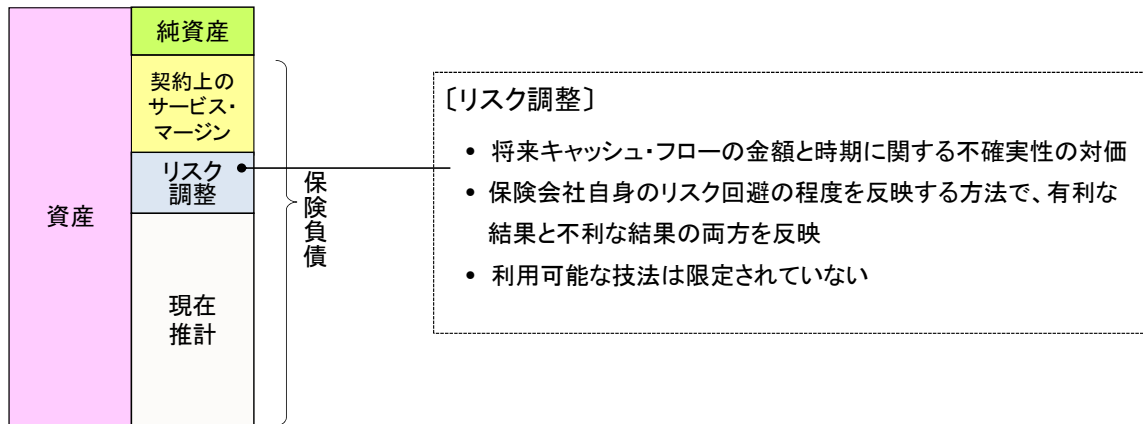
それから、ちょっと大事なことを忘れましたが、この現在推計のときは、死亡率や継続率や金利など、こうだろうという単一のシナリオで計算をするということでは必ずしもなくて、期待値として計算しなさいということになっています。つまり、例えば代表的なものとしては、最低保証のある変額年金などを考えていただくと解ると思うのですけれども、シナリオによって、真ん中のシナリオを取っても全体の平均値にならないというようなケースでは、真ん中のシナリオでこれをやるのではなくて、期待値を現在推計とするところ少し注意が必要かと思います。

(5) ビルディング・ブロック・アプローチによる保険負債評価②

それから、次にリスク調整と言われるものですが、これは今、キャッシュ・フローを見積もりましたけれども、不確実性があるということから、一定の方法でもう少し負債としては上へ積んでいた方がいいだろうと。仮に、この会社の企業価値を算出して売買をするというようなことになりますと、買う人は、単に真ん中の値、期待値だけで、あとはもう純資産だというようなことにも必ずしもならないと思いますので、その不確実性を上に積み上げるというような考えになります。

ビルディング・ブロック・アプローチによる保険負債評価

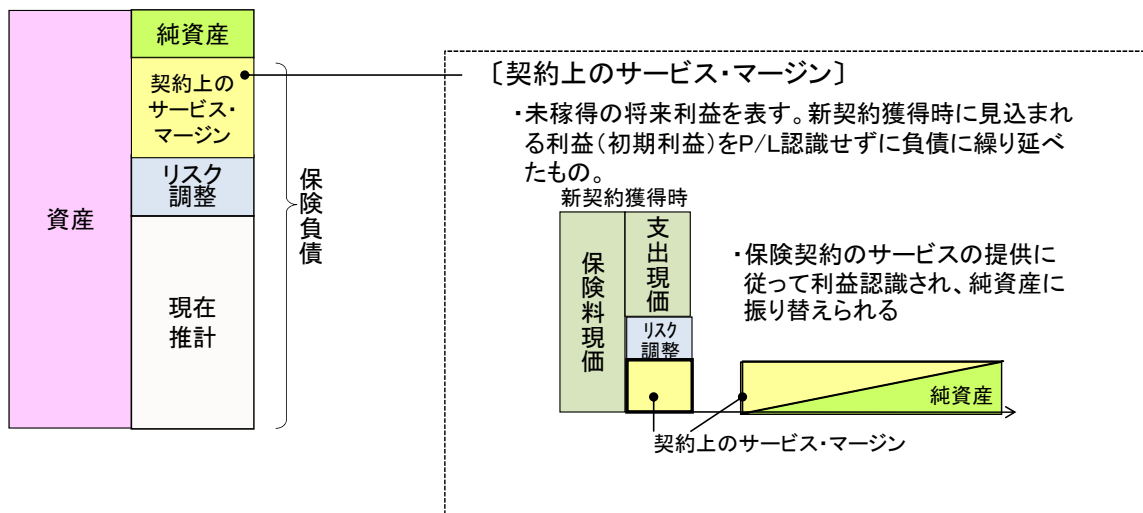
IASBは、①将来キャッシュ・フローの見積りおよび現在価値への割引、②リスク調整、③契約上のサービス・マージンにより保険負債を算出するビルディング・ブロック・アプローチを提案



(6) ビルディング・ブロック・アプローチによる保険負債評価③

ビルディング・ブロック・アプローチによる保険負債評価

IASBは、①将来キャッシュ・フローの見積りおよび現在価値への割引、②リスク調整、③契約上のサービス・マージンにより保険負債を算出するビルディング・ブロック・アプローチを提案



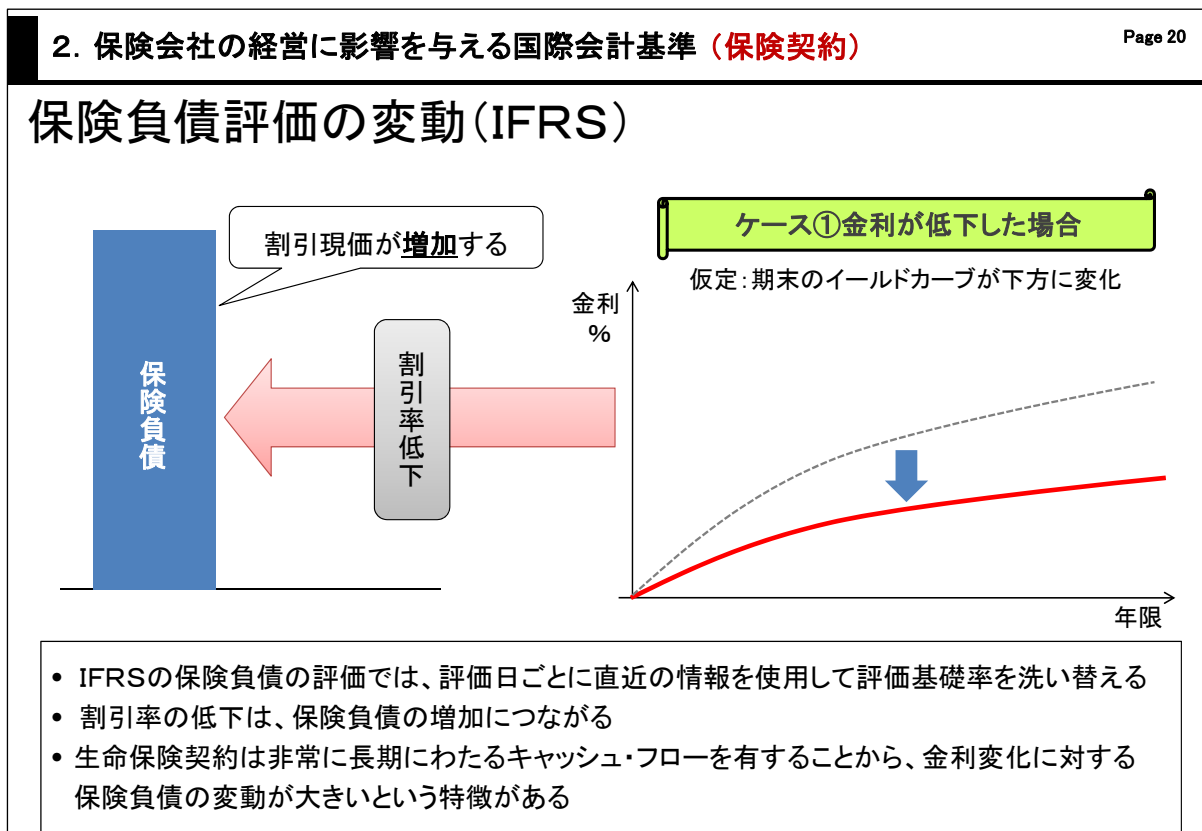
それから、契約上のサービス・マージンというのは結構くせ者なのです。右側に新契約獲得時という絵が

ありますが、ご承知のように、保険料をもらうときには一定の会社収益、あるいは、何かことが起こったときの余裕のために、マージンを含んだ形で保険料をもらうという形にしていると思います。そうしますと結局、新契約獲得時は、保険料の現在価値があって、将来の支払いの現在価値があって、仮にリスク調整を乗せたとしても、まだ益が残るような形になっていることが多いと思います。ということは、保険負債として、支出の現在価値と保険料の現在価値の差額、それからリスク調整だけを積むということになると、新契約を獲得したときには必ず保険負債は一定のマイナスの額ということになる。

つまり、新契約を獲得したときには、この部分だけ益がいったん立つということになります。この、保険を獲得したときに、将来得られるであろう利益の現在価値が、契約獲得時にすべて収益になって出てくるということになります。それは何年にもわたる保険の収益を新契約獲得時にどんと立てることは、ちょっといかなものかということで、これは契約期間の間だんだん計上されるようにしたいということで、最初はず、この部分を負債に上げておきましょうと。保険負債に含めておきましょうと。だから、そうしますと、契約獲得時は必ず収益は立たない。0ということになります。でも、これはほぼ、おそらく、だんだん益として出てくる。益なのですけれども、これは契約の期間にわたってちょっとずつ、純資産に置き換えていく。解放していくというようなイメージですけれども、だんだん負債から解放されて、純資産の方に移っていくということになります。

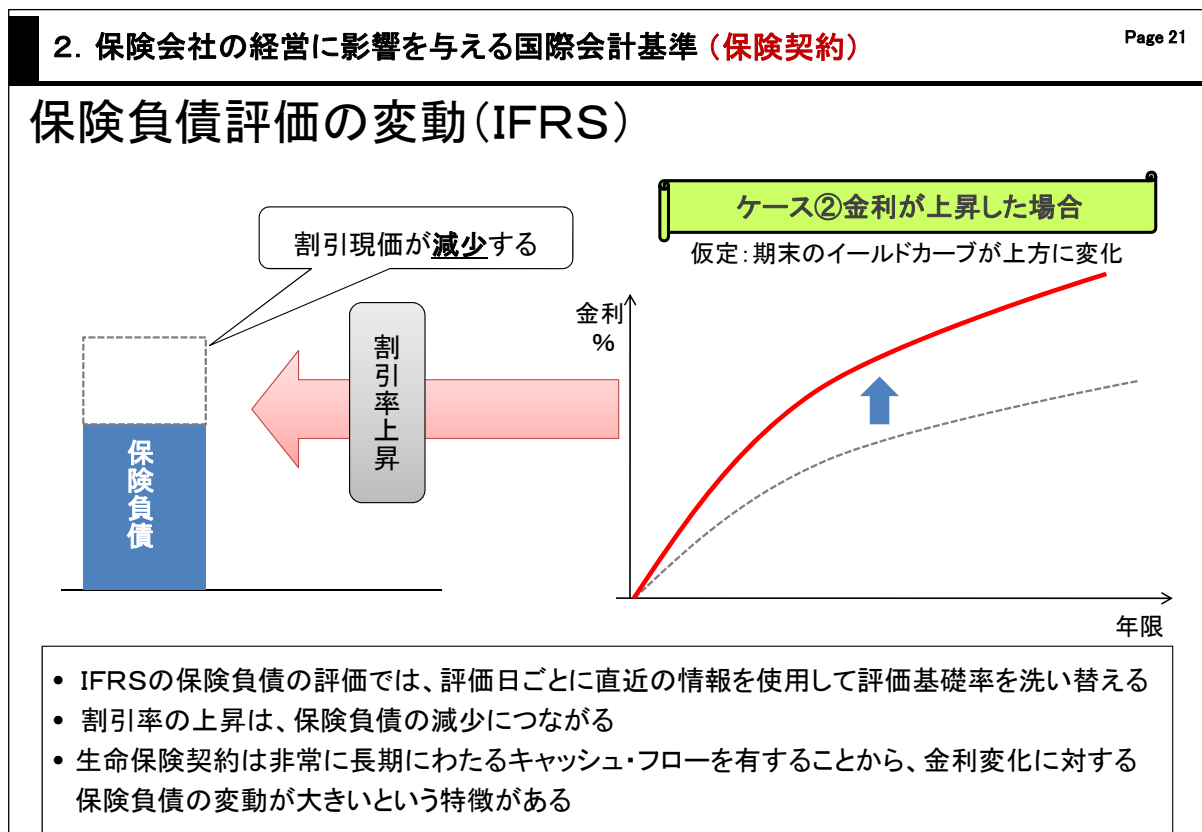
お気付きのように、よく経済価値ベースというような言葉がアクチュアリーの中ではありますけれども、元々、経済実態を表すように保険負債の計算をしたいと思っていたけれども、それをやり過ぎると、契約獲得時に急に一度に益が立つことになるので、さすがにそれは会計としても、皆、各利用者としても、作成者としても「ちょっとね」というように考えて、契約上のサービス・マージンを導入したところで、この部分に限っては、経済価値ベースとは少し、乖離をした部分があるというようにも思えるということでもあります。

(7) 保険負債評価の変動 (I F R S) ①



このような計算をしますので、いったん獲得した保険負債について、保険契約についてこの評価をするときに、金利が、もし、ある時点で低下をしたらどうなるかということですが、これは当たり前の話ですけれども、金利が低下をすると、それに応じて保険負債が増えるというようなこととなります。生命保険を中心に長い期間の保険がありますから、結構、金利のぶれが保険負債の評価に大きな影響を与えるということが言えると思います。

(8) 保険負債評価の変動 (IFRS) ②



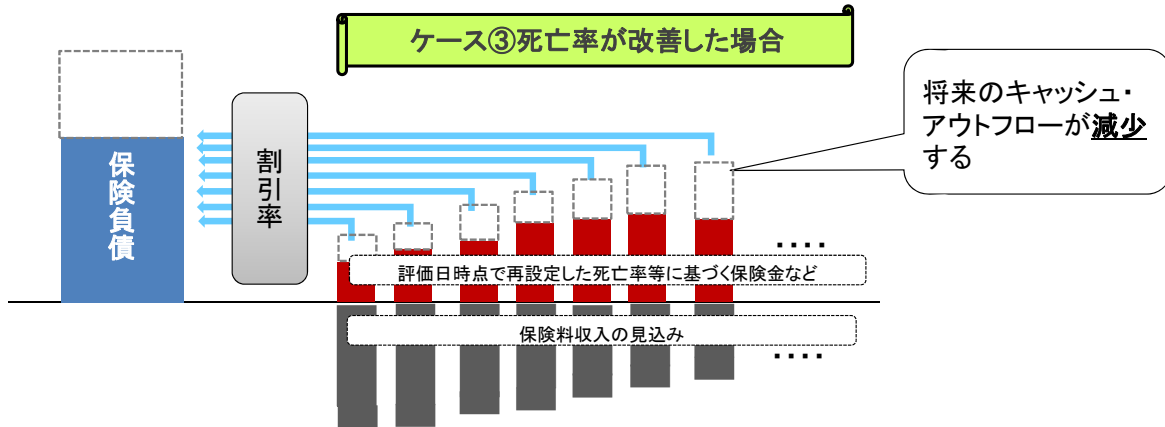
また同様に、金利が上昇したときには、その分、保険負債が減りますよということにもなります。

(9) 保険負債評価の変動 (IFRS) ③

あと、仮に、死亡率の見積もりが改善をしたようなときはどうなるかというと、先ほどの絵のように、上がアウト・フローで下がイン・フローですけれども、死亡率が将来もっと、今まで見込んでいたよりよくなりますというようなときには、将来のキャッシュ・アウトフローが減少するという、このような感じになります。ですので、このときもやはり保険負債が減少するというようなことが起こります。

保険負債の評価が変動したときに、これは負債が減ったり増えたりするわけですから当然、利益、あるいは損失が生じるということになります。これを、元々、先ほど最初の方に言いましたように、純資産の変動を包括利益というように見ているので、これらの変動が包括利益に入ることは間違いがないのですが、実は包括利益の中には2種類ありまして、当期純利益と呼ばれる、われわれが普通思っている純利益と、それと、それ以外の部分、その他の包括利益という部分と二つあるわけです。

保険負債評価の変動(IFRS)



- IFRSの保険負債の評価では、評価日ごとに直近の情報を使用して評価基礎率を洗い替える
- 死亡率の改善は、保険負債の減少につながる

Key Word — IFRSのさらなる理解のために②

Key Word — IFRSのさらなる理解のために②

OCIとは何か？

- ◆ OCIは、包括利益計算書上の純利益として認識されない収益および費用を表す項目である。例えば、現行の日本基準における其他有価証券の含み損益の当期の増減額などを含む。保険契約に係るIFRSでは、保険負債における現在推計の割引率変化の影響をOCIに表示することが提案されている。

<OCIを用いる場合>

財政状態計算書

資産	負債
	純資産 累積OCI

包括利益計算書

XXX
XXX
純利益
OCI
包括利益

[例: 其他有価証券の場合]

・当期の含み損益の増減はOCI(その他の包括利益)として、包括利益計算書に表示される

・評価日時点の含み損益は、累積OCIとして、純資産に表示される

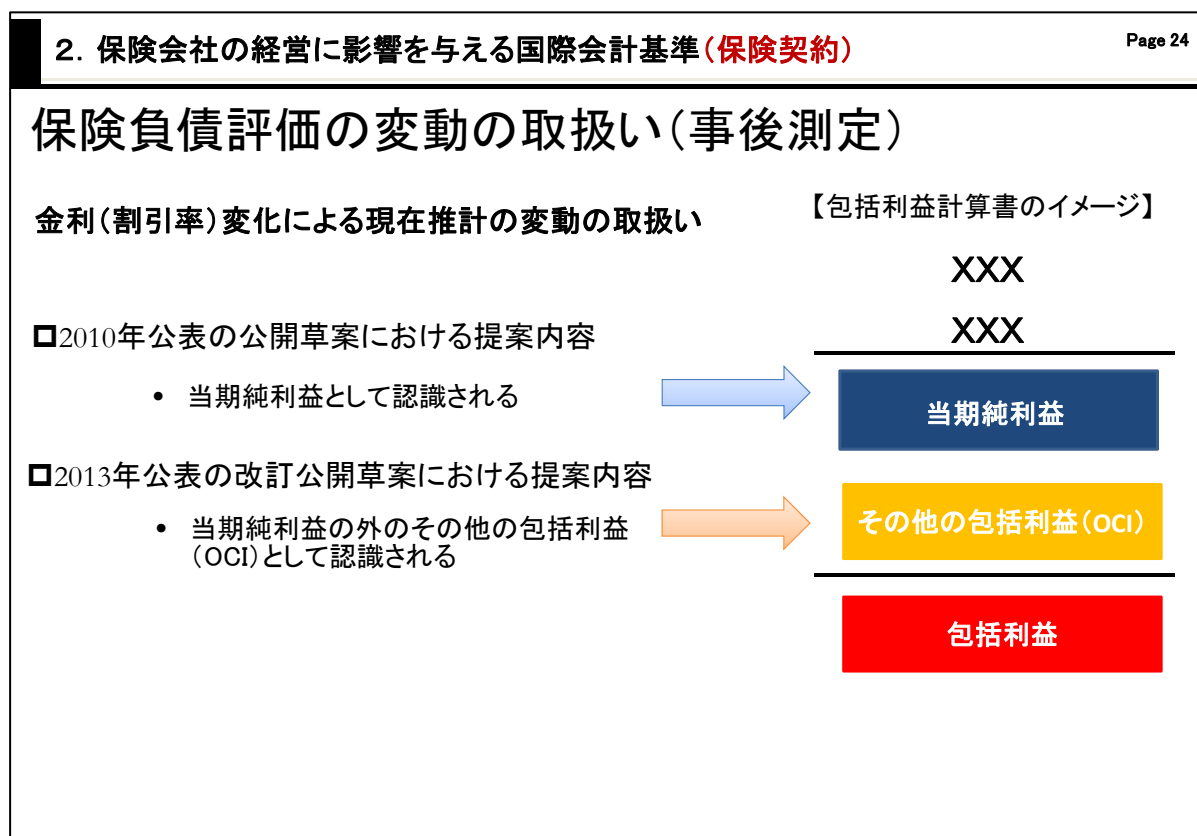
OCI: Other Comprehensive Income

少し先のページに行きますけれども、その他の包括利益、Other Comprehensive Income、略してOCIと呼んでいますけれども、OCIは、実は今でも連結財務諸表だと日本でもすでに導入されているかと思

ますけれども、日本基準では、例えばその他有価証券の含み損益が増減した場合には、その他有価証券の含み損益は、これはもう純資産に計上していますので、増えたり減ったりすれば当然それは包括利益に入るわけですね。でも、例えば株価が上がった、株価が下がったことによる含みの変動は、今の日本の基準では純利益とは呼んでいません。純利益は普通の営業活動による利益や、あるいは売却益など、そのような実現したもののような、いい加減な言い方ですけれども、実現したものを純利益と呼んでいて、実現していないものはOCIというところに入れています。それが今の形。

純利益を重視する派と、重視しない派がいるようですけれども、包括利益だけでは解りにくい。その会社の本当のコア業務というか、業務活動によって生じたものと、たまたま金利が上がった、株価が上がったなど、そのようなことで生じたものと区別したいという方もやはりいるわけです。そのような考え方、まあまあ強いわけです。

(10) 保険負債評価の変動の取扱い (事後測定)

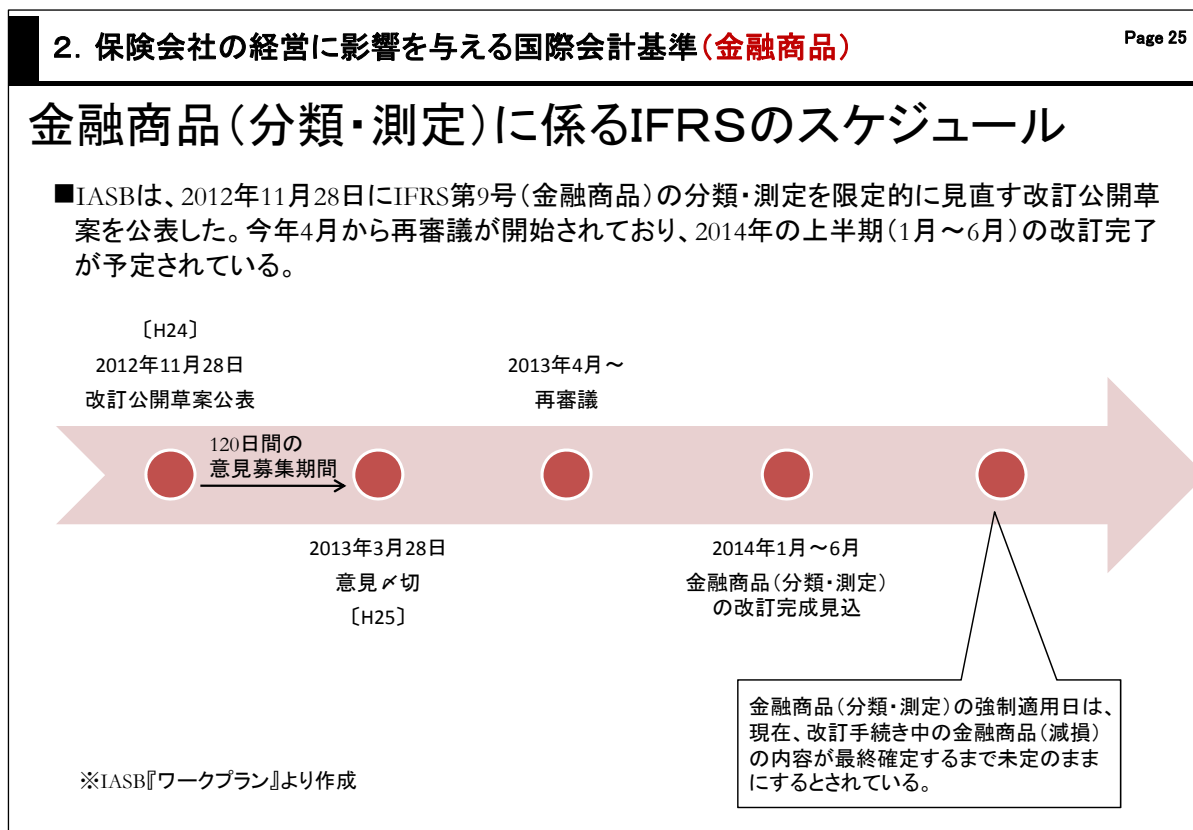


ですので、金利が変化したときに、責準が、保険負債が変動した部分は純利益に入れましょうというものが、元々の 2010 年の公開草案でしたが、非常に反対が出ました。「それは違うだろう」と。「金利が上がった、下がったぐらいで、それは純利益とは違う」という、そのような感じで、もう世界中から反対の声が生まれて、今回の 2013 年の改訂公開草案では、その他の包括利益、OCIの中にこれを入れましょうということになっています。

なお、先ほどのページで見ました、死亡率が変動したときにも保険負債の額は変動しますけれども、これについては、基本的には純利益ともOCIともせず、先ほど契約上のサービス・マージンという項目がありましたけれども、あそこと入り絡りでやりましょうと。元々、契約上のサービス・マージンは、例えば死亡

率が高めに見積もってあれば、その部分が契約上のサービス・マージンとして計上されたりするわけですから、それが変わるだけということで、そこで調整するということになりました。そのような改訂公開草案になっています。

(11) 金融商品（分類・測定）に係る IFRS のスケジュール



さて、残り時間が押してきましたが、もう一つの金融商品。保険会社に影響を与える国際会計基準として、金融商品があります。こちらの方が、やはり去年、改訂公開草案が出まして、今年、意見募集が締め切られて、再審議に入っているというところであります。これは何をやっているかという、分類・測定という部分でどのような債券、あるいはどのような株式を、どのように評価しましょうかという部分なのです。

(12) 金融商品会計（金融資産の分類と測定）①

今の日本基準ですと、ご承知のように、例えば債券ですと満期保有目的や、責任準備金対応債券や、その他有価証券に含まれる債券など、カテゴリーを分けて、それぞれにどのように評価するかが決まっています。例えば、満期保有目的や責任準備金対応だと、これは償却原価で評価しましょう。あるいは、その他目的だと、これは時価評価しましょう、などというようになっています。

一方で、その場合に、時価が変動した場合には、満期保有目的や責任準備金対応では、全くそれはBSに出てきませんし、ただし、大きく価値が変動した場合だけ減損を立てるなど、そのようなルールになっているわけです。

金融商品会計(金融資産の分類と測定)①

金融資産の分類と測定(日本基準とIFRS)

【日本基準】

		B/S表示	P/L表示
債券	満期保有目的	償却原価	利息、売却損益
	責任準備金対応	償却原価	利息、売却損益
	その他目的	時価	利息、売却損益、(評価損益はOCI表示)
	売買目的	時価	売買目的有価証券運用損益
株式	子会社・関連会社	取得原価	配当、売却損益
	その他目的	時価	配当、売却損益、(評価損益はOCI表示)
	売買目的	時価	売買目的有価証券運用損益

※上記以外に区分によって強制評価減あり

(13) 金融商品会計(金融資産の分類と測定)②

それを、IFRSでは、次のようなことを提案しています。

まず、ものによって、償却原価で評価するものと、公正価値で評価するものに分けて、しかも、公正価値で評価するときに、その時価変動分をPLで評価するものと、OCIに入れるもの。少しややこしいですけども、債券のこの中にあります、真ん中の「公正価値(FVOCI)」と書いてある、FVはFair Valueということで公正価値という意味です。それで、時価の変動、公正価値の変動はOCIに入れるものという意味です。それで、次のFVPLは、これは同じように公正価値、Fair Valueで評価するのだけれども、その損益は純利益、先ほどKey WordのスライドでOCIの上にあります、純利益に入れます。いわゆる普通の純利益に入れるというようなことです。なぜFVOCIのような話が起ったかという、これは保険から話が始まっています。

金融商品会計(金融資産の分類と測定)②

金融資産の分類と測定(日本基準とIFRS)

【IFRS】現在改訂中(未確定)の内容を反映したもの

		B/S表示	P/L表示
債券	償却原価	償却原価	利息、売却損益
	公正価値(FVOCI)	時価	利息、売却損益、(評価損益はOCI表示)
	公正価値(FVPL)	時価	利息、売却損益、評価損益
株式	公正価値(FVOCI)	時価	配当、(評価損益はOCI表示)
	公正価値(FVPL)	時価	配当、売却損益、評価損益

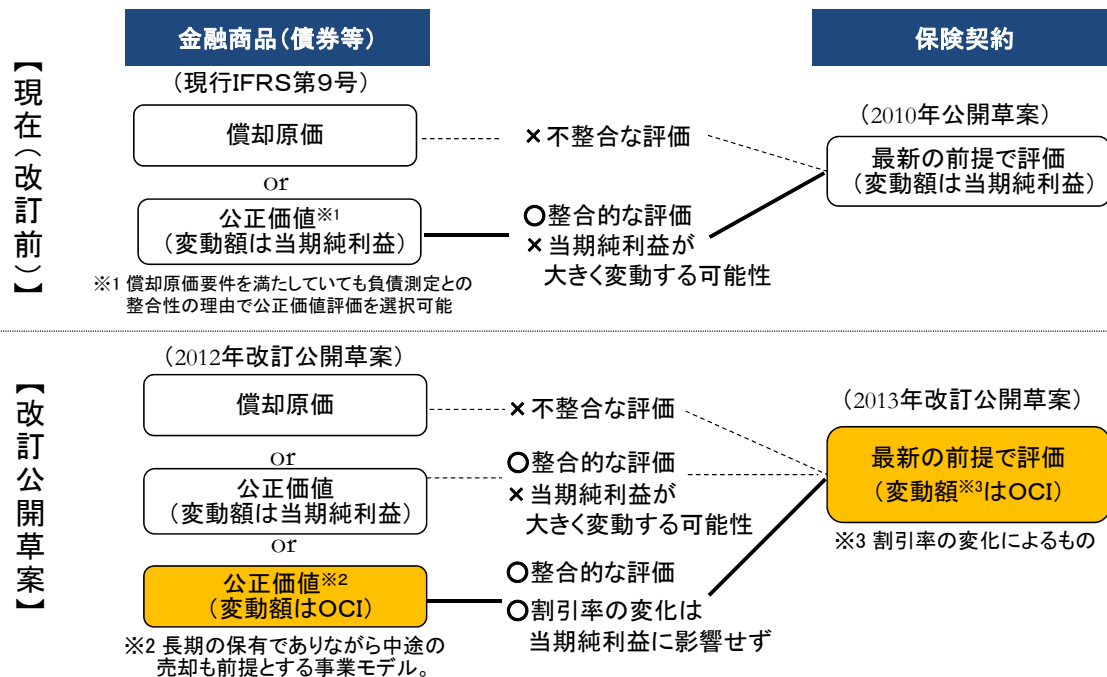
※上記以外に区分によって減損あり

※FVOCIに分類された株式の売却損益の計上は認められていない

- 債券で公正価値(FVOCI)が適用される要件
 契約上のキャッシュ・フローの特徴テスト: 契約上のキャッシュ・フローが、元本及び金利の支払いのみであること
 ビジネス・モデル・テスト: ①契約上のキャッシュ・フローの回収、②売却の両方を目的として保有すること

(14) 金融商品と保険契約のIFRS改訂の関係

金融商品と保険契約のIFRS改訂の関係



元々、金融商品の評価は、上の方ですけれども、償却原価か、公正価値で評価して変動額を当期純利益で

認識するという、2種類の選択になっていました。保険契約の方は先ほど言いましたように、保険負債の変動は当期純利益という案だったのですね。

そうしますと、左の方でもし償却原価を採り、資産側は金利が変動しても、償却原価なので何も出ない。負債側は変動額が純利益ということになりますと、本来であれば、金利の変動に応じてマッチングされていれば、例えばデュレーション・マッチングなどそのようなことがされていけばいいはずなのに、資産は何も出てこないし、負債だけ金利変動分が純利益ということで、これは不整合と。では、債券等を公正価値で評価する、どちらも時価・時価で評価する、というような話にしますと、それでもありなのだけれども、結構、当期純利益が大きく変動しますねということで、先ほど言いましたように、多くの反対意見が出たわけです。

では、保険契約側は、変動額はOCIにしようということになりました。つまり、当期純利益には入れませんと。時価評価のようなものだけれども、変動額はOCIですということにすると、「それはまた困りましたね」と。つまり、資産側を償却原価とすると、負債は時価に対し資産が原価になるから不整合だし、公正価値の当期純利益、いわゆる先ほどの記号で言えばFVPLだと、負債側は金利の変動がOCI、資産側は金利の変動が純利益ということで、これはこれで、全体の評価は整合的かもしれないけれども、純利益としてはまだばらばらになってしまいます。では、資産側にも金利の変動をOCIで認識するカテゴリーを作ってくださいという話が起って、では、そうしましょうか、となっていることが現状ということです。そうしますと、債券の評価として、先ほどのページのFVOCIということを採用することにすれば、資産側も負債側も共に変動をOCIで認識するということになって、うまくいくのではないかとというのが、現在、行われている議論ということになります。

(15) 保険会社への影響と対応

2. 保険会社の経営に影響を与える国際会計基準

Page 29

保険会社への影響と対応

【経営管理・リスク管理との親和性】

- 評価日ごとに評価基礎率を更新して保険負債(現在推計)を算出

◆ 経済価値ベースのリスク管理や経営管理と整合的に

◆ 経済価値ベースのソルベンシー規制と整合的に

【ボラティリティ、実務負荷】

- 資産、負債ともに直近の状況変化に感応して変動することになる

◆ 純資産のボラティリティが高まる可能性

- ALMの推進
- 内部留保の充実

◆ 評価日ごとの評価基礎率の更新等の計算負荷、詳細な開示

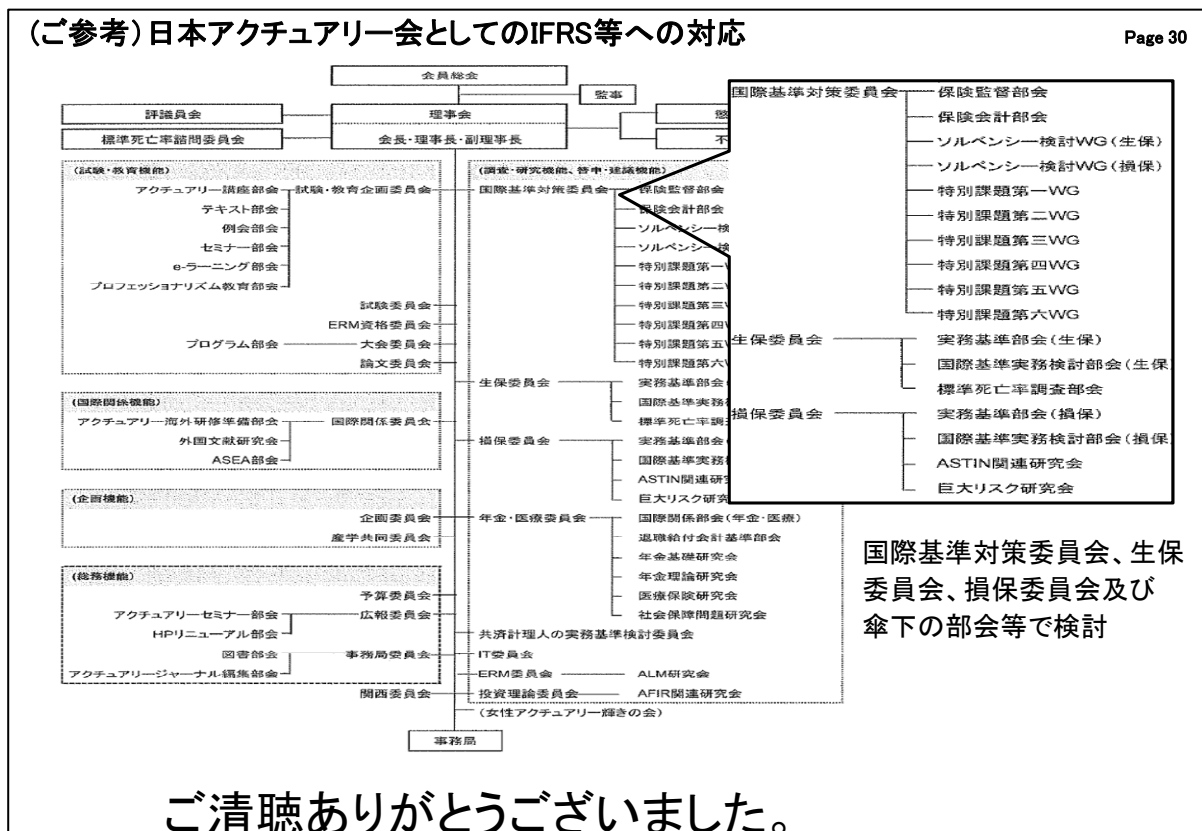
資産側、負債側、それぞれのこのような今の会計基準の検討が進んでいるわけですが、保険会社への影響ということで言いますと、評価日ごとに評価基礎率を更新して保険負債を算出するというのが、経済価値ベースのリスク管理、今、どの会社も進んできていると思いますが、そのようなことや、あるいは経済価値ベースのソルベンシー規制の検討、これもわが国でも進んでおりますけれども、リスク管理やソルベンシー規制との、ある種の親和性と言いますか、そのようなことで、同じ見方ができていくというようなことはあるのかなと考えています。

ただし、先ほども出てきましたように、今、検討されている会計基準は、完全に経済価値ベースではないので、その辺りは注意する必要があるかと思えます。

それから、やはり直近の計算基礎率を用いて、あるいは直近の市場金利を用いて、いろいろな評価をし直すということになりますので、そこは資産負債の変動度合いは高まるということは、これは事実であります。なおかつ、資産と負債のある種のマッチングも、それはやる、やらないという考え方もありますし、あるいはできる、できないという問題もあります。ですので、そのようなことを踏まえれば、ボラティリティーが高まるということから、どのようなALMを推進していくのかなど、そのボラティリティーを吸収するための内部留保であったり、あるいは外部調達資本であったり、そのような資本を持っておくということも重要な課題になるのではないかと考えます。

実務としては、このような評価日ごとに見直すということの計算負荷であったり、技術的なスキルを磨かなければいけないなど、あるいは、このようなことを詳細に開示しなければいけないということも要請されることが予想されますので、そのような対応を取っていかなければいけないというようなものもあるのではないかと思います。

(ご参考) 日本アクチュアリー会としてのIFRS等への対応



日本アクチュアリー会では、このIFRSへの対応ということで、この組織の中では特に、国際基準対策委員会、生保委員会、損保委員会と、このような委員会、あるいはその傘下の部会を通じまして検討しております。そして、この前締め切られました改訂公開草案につきましても、日本アクチュアリー会から、あるいは、IAA、国際アクチュアリー会から意見提出をしています。どのような意見を出しているのかは、この後のセッションの中にありますので、またこれの続きとして聴いていただければいいのではないかなと思います。

以上でございます。ご清聴、どうもありがとうございました。

【司会】角さん、どうもありがとうございました。5分ほど残っておりますが、何かご質問等ございましたら、挙手をお願いします。

【質問者】どなたも質問がないようですので、代表ということもないですけれども。最初、保険契約の買い手であるところの一般企業で、自分のところの建物を建てて、それに火災保険という保険をかけた。その保険料について、どのような資産評価をするのか。または、建物について資産、不動産という評価をしているのでしょうか。保険を付けたら資産価値が上がるのか、下がるのかと、このような話かと思っていれば、そのことと同時に、保険を売った保険会社の保険者責任を負債としてどのように評価するのかと、このような話になっていったのですね。

それはそれでよく解るのですが、そのときに、そのような保険という一種の金融商品について、売り手サイドの保険会社と、買い手である企業が同じような一つの契約を、火災保険を売ったわけですから、買い手の企業サイドで、その保険契約をどのように資産評価するのかということと、売った保険会社の方で、その保険をどのように負債評価するのかということについて、何となくお話を聴いていると同じであるべきだというような感じにとらまされたのですね。

これは非常に危険と言いますか、おかしな結果を生む話です。実は、これは現実にあった話ですけれども、銀行が、例えば債券を発行して資金調達をする。それは、買い手サイドがそれを買っているわけですから資産評価をするのだけれども、あるときに、「この銀行あやしいで」ということになると、買い手サイドの資産価値は、がらりと、ごろりと暴落すると。暴落して評価せんといかんと。これをまともに、実は銀行の方も負債評価していた。自分のところの銀行の信用度合いが非常に落ちたから、「負債は安くしていいのか」と、このような話で、実際に負債を安くして、銀行が信用度合いが落ちたがために、かなり利益を得たと。これは笑えないような事実があったように思います。

私の、ずっと持論ですけれども、比較可能性ということについて、もう少し慎重に考えないといけないのではないかな。一つの取引について、売り手サイドと買い手サイドは同じように評価すべきなのか。そして、同じような金融商品を売っている会社があったとすると、AというところもBというところも同じように負債評価すべきなのかどうか。要は、比較可能性をどのように解釈するかと、このような話です。先ほどの笑えないような、かなり大きな事件ですけれども、「うそだろう」というように、私などは以前から、比較可能性について疑義を持っていた者としては思ったわけです。そのような辺りを少し、今後とも検討していただきたい。特に、リスクについては、誰がどのようなリスクを取るかということは、同じリスクでも、取り手の立場によってかなりその意味が違ってくるというようなところからぜひ、そのようなことも研究していただきたいと、このように思います。

【角】そうですね。元々この保険契約ということで始まっているので、契約者の方がそれを資産としてどのように評価するかという話、それはミラーリングというか、同じがいいのではないかという議論だと思いますが、IASBは保険契約プロジェクトでは、保険契約者の会計処理を取扱う優先度は低いと考えてペンディングになっているようです。保険会社の負債と、保険を契約している人の資産も同じというような話が議論としてあったようですけれども、やはりそれは気持ち悪いところで、それはそうもいかないのではないのかということです。保険契約プロジェクトにおいてもそのような課題認識はあるのではないかと思います。ありがとうございます。

【司会】ちょうど時間になりましたので、これでこのプレゼンテーションを終わらせていただきます。角さん、どうもありがとうございました。